

ポイント
(農業信用保険料率算定委員会の結果)

1. 趣旨

第4期中期目標において、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行うこと等とされており、今年度は2回（令和元年11月26日、令和2年1月9日）にわたり、料率算定委員会を開催し、点検を行った。

2. 点検の結果

(1) 信用リスクに応じた保険料率

- ア. 保証保険に係る保険料率について、収支相等の原則から導かれる理論値は、資金全体では、現行保険料率を0.05%下回る0.14%であった。
- イ. 他方、信用リスクに応じた保険料率の導入に向け、農業信用保証保険事業・組織問題検討会等における議論の結果、次のような合意が得られた。
- ・ 農業経営改善資金のうち、農業近代化資金等の保険料率は、料率区分を低(0.06%)・中(0.13%)・高(0.18%)の3区分とする。
 - ・ 農業施設資金及び農業運転資金については、現行の平均適用料率よりも0.02%引き下げ、それぞれ0.18%、0.23%とする。
- ウ. 上記検討会等において取りまとめられた保険料率は、資金全体では0.15%であり、上記アの理論値と近

似値となっていることを踏まえ、この保険料率を適用することが適当。

(2) 家畜等購入育成資金に係る保険料率

- 農業運転資金のうち家畜等購入育成資金については、近年事故率が低くなっていることを踏まえ、保証保険全体の収支均衡へ影響を及ぼさない範囲で、かつ、最も低位の料率となる 0.18%とすることが適当。

(3) その他

- 融資保険については、従来の取扱いどおり、保証保険の1.5倍の水準とすることが適当。

- おまとめ住宅ローン（※）については、住宅ローン中心の貸付金であることから、農家経済安定施設資金の保険料率（0.09%）を適用していくことは差し支えない。

※ 他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換資金を住宅の新築、購入、借換資金等の借入と併せて貸し付ける資金をいう。